

東京都江戸東京博物館資料収集具体的方針

昭和58年12月5日東京都江戸東京博物館建設委員会資料部会確認

平成12年10月27日東京都江戸東京博物館資料収集委員会確認

平成17年2月8日東京都江戸東京博物館資料集蔵委員会付議

江戸東京博物館における博物館資料の収集は、博物館活動の目的に適合するよう留意し、下記により実施するものとする。

なお、具体的方法については、必要に応じ別途定めるものとする。

1 博物館資料

この方針に基づき収集を要する博物館資料とは、江戸東京博物館の展示並びに研究の用に供する次の資料をいう。

- ① 歴史に関する資料
- ② 生活・民俗に関する資料
- ③ 文化・芸術に関する資料
- ④ その他江戸東京に関する資料

2 収集対象

- (1) 収集すべき博物館資料の時代的範囲は、近世初期から現在までとする。ただし、必要に応じて中世以前又は未来に関する資料も収集するものとする。
- (2) 収集すべき博物館資料の地域的範囲は、おおむね現在の都域とする。ただし、関連を要する場合には都域外に及ぶものとし、必要に応じて全国的、世界的視野からの収集を考慮する。
- (3) 資料収集にあたっては、（別記1）の場合を除いて重複して収集しないよう留意する。
- (4) 近現代資料の収集にあたっては、とくに（別記2）の事項に留意する。

3 収集組織

- (1) 具体的な博物館資料の収集にあたっては、学識経験者を中心とした資料収蔵委員会を設置し、その意見をきくものとする。
- (2) 博物館資料の購入及び寄贈等にあたっては、評価委員会を設置し、必要に応じてその意見をきくものとする。

4 整理・記録・保管

博物館資料の整理・記録及び保管方法は、コンピュータによる処理を前提として、江戸東京博物館にふさわしい方法で行うものとする。

なお、方法については、別途定める。

5 その他

寄贈者等には、受領を明らかにする方法を講じ、また、感謝状などを贈呈し謝意を表するものとする。

(別記1)

重複する場合は下記の場合などのような明確な理由が存在する場合とする。

- ① 長期間展示に供する場合、資料の劣化を防止するために同種の資料で展示替えを必要とする場合
- ② 資料収蔵委員会で系統的に収集することを承認した資料の場合
- ③ 同一の資料を所蔵していても、由緒・来歴などが異なるなど、別の資料価値を有する場合
- ④ コレクションを構成する資料の一部で、当該資料を外して収集することが困難な場合
- ⑤ その他、知事が必要を認める場合

(別記2)

① 時代

変化変容の速度や資料評価に要する時間を考慮し、収集時点からおおよそ20年前の資料までを重点的に扱うこととする。ただし、建造物関連資料については、50年前までを目安とする

② 収集の際の考慮要件

近現代資料に顕著な特質である産業技術史的価値を有する資料、あるいは、伝統技術や生活文化の変化変容を示すもの、科学技術の生活文化化を示す資料、都市生活や近現代の生活の諸相・特質をあらわす資料とする